

3 処理施設

(1) 焼却施設

本市は単独の焼却施設を保有せず、隣接する大阪市との行政協力協定に基づき建設された焼却工場(大阪市 環境局 八尾工場)において、本市が収集及び処理した可燃性の廃棄物を焼却している。

名 称	大阪市 環境局 八尾工場
所 在 地	八尾市上尾町七丁目1番地
敷 地 面 積	40,100㎡
竣 工	平成7年3月
総 工 費	約280億円
焼 却 能 力	基準能力 600t/24時間



(2) 中間処理施設

名 称	八尾市立リサイクルセンター
所 在 地	八尾市曙町二丁目11番地
敷 地 面 積	7,676㎡
竣 工	平成21年3月
総 工 費	総工費30億5431万円
施 設	<p>○工場棟</p> <p>施 設 概 要：粗大ごみ破碎施設 32t/日 資源ごみ選別施設 14t/日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10t/日 ペットボトル圧縮梱包施設 2t/日</p> <p>受入供給設備：ピットアンドクレーン 破碎機形式：せん断破碎式及び衝撃回転破碎式 選 別 設 備：機械選別・手選別併用 集じん脱臭方式：サイクロン・バグフィルタ・活性炭吸着併用</p>
	<p>○学習プラザ「めぐる」</p> <p>主な機能：展示・図書・パソコンコーナー、工房、見学コース、 環境シアター、研修室、会議室</p> <p>屋 上：緑地、太陽光発電パネル</p>



(3) 最終処分施設

「埋立」等を「一般廃棄物最終処分場」に搬入し、埋立処分している。

名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八尾市上尾町九丁目36番地
敷 地 面 積	19,733m ²
埋 立 地 面 積	12,300m ²
全 体 容 量	70,000m ³
残 余 容 量	43,369m ³ 平成21年度埋立量1,444m ³ (覆土を含む)
竣 工	平成8年3月
総 工 費	14億8119万6千円



4 車両

保有車両一覧

(平成22年4月1日現在)

車種	積載量	台数	用途	天然ガス自動車
①特殊架装車				
パッカー	2.00t	44	一般収集用	26
	3.00t	4	集合住宅用	2
プレスパッカー	2.00t	9	粗大ごみ収集用	
	3.00t	3	粗大ごみ収集用	
リレーパック	5.00t	2	破碎ごみ運搬専用	
②無蓋トラック				
ダンプ・トラック	2.00t	2	臨時不法投棄収集用	
	4.00t	1	臨時不法投棄収集用	1
③重機類				
クレーン車(バケット付)		1	臨時不法投棄処理用	
④軽四輪車				
軽四輪トラック	0.35t	1	死獣処理専用等	1
軽四輪ダンプ	0.35t	5	細街路収集用	
軽四輪バン		6	啓発・連絡用等	1
⑤普通乗用車				
		1	連絡用等	
合計		79		31



5 ごみ減量・リサイクル啓発事業

(1) 8種分別・指定袋制

全市民の協力のもと、平成21年10月から8種分別・指定袋制（指定袋については、「可燃（燃やす）ごみ」「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「資源物」「埋立」「複雑」の6種類、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」は4月から）実施し、選別作業の軽減と選別精度の向上を図り、資源化の推進とより一層のごみ減量化に努めている。

①家庭用指定袋

「ごみの排出1回1袋」を基本とし、可燃（燃やす）ごみ袋（45ℓ）52枚、容器包装プラスチック袋（45ℓ）12枚、ペットボトル袋（45ℓ）6枚、資源物袋（35ℓ）12枚、埋立袋（35ℓ）3枚、複雑袋（35ℓ）3枚の基本セット（半年分）を年2回、自治振興委員会の協力を得て、自治会、町会の組班長を通じ、各世帯に配付している。自治会が組織されていない共同住宅等については、家主・管理人等を通じて配付し、その他自治会に加入していない市民については、配付会場にて個別に配付している。また、家族人数が多い世帯には、基本セットのほか、人数に応じて可燃（燃やす）ごみ袋（調整袋）及び容器包装プラスチック袋（調整袋）を配付している。

※平成19年度末の配付（平成20年4月～9月）分より、基本セットのうち、資源袋を14枚から12枚、埋立袋及び複雑袋をそれぞれ6枚から3枚としている。

※平成22年度配付（平成22年10月～平成23年3月）分より、ペットボトル袋を45ℓとしている。



乳白色 橙色柄
65cm×85cm



半透明 紫色柄
65cm×85cm



透明・黄緑色柄
65cm×85cm



透明・青色柄
50cm×75cm



透明・茶色柄
50cm×75cm

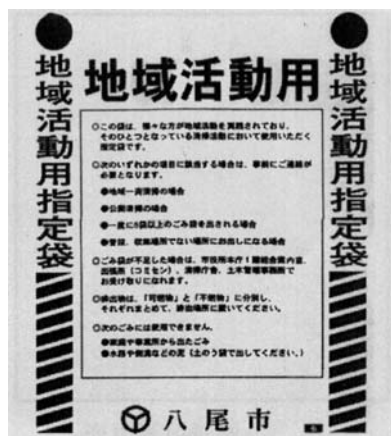


透明・赤色柄
50cm×75cm

②地域活動用指定袋

地域住民の清掃奉仕等により生じたごみの排出については、地域活動用指定袋（45%）を用いることとし、各地区の自治振興委員を通じ配付をおこなっている。

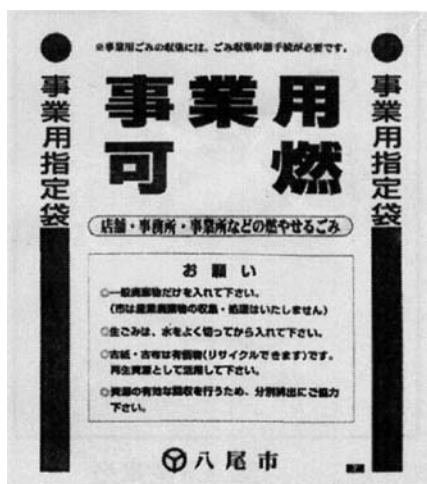
※平成22年度配付（平成22年10月～平成23年3月）分より「公衆用指定袋（45%）」から「地域活動用指定袋（45%）」に変更しています。



半透明 濃紺色柄
65cm×85cm

③事業用指定袋

市に収集申込みをした事業者のごみ排出については、可燃（45%）、資源、複雑、埋立（いずれも35%）の事業用指定袋を用いる。（有料）



乳白濁 緑色柄
65cm×85cm



透明 青色柄
50cm×75cm



透明 茶色柄
50cm×75cm



透明 赤色柄
50cm×75cm

(2) 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度

事業系ごみ（可燃（燃やす）ごみ）の減量及び資源化が図られるように、平成18年6月より事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬業許可制度を実施している。

年度	許可業者数
平成18年5月（許可制度開始時）	71
平成19年3月31日現在	61
平成20年3月31日現在	51
平成21年3月31日現在	46
平成22年3月31日現在	43

(3) コンポスト（生ごみ堆肥化容器）購入費の助成・生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与・家庭用電動生ごみ処理機購入費の助成

各家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、生ごみの堆肥化によるごみの減量化を図るため、コンポスト購入費、家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を助成するとともに、生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与をおこなっている。

年度	コンポスト助成 台数	ぼかし容器貸与 台数	電動生ごみ処理機 助成台数	年度計
10	21	100	—	121
11	20	150	—	170
12	20	124	118	262
13	11	54	88	153
14	15	53	54	122
15	14	32	39	85
16	8	45	102	155
17	5	117	103	225
18	9	71	70	150
19	4	76	47	127
20	15	81	49	145
21	16	79	36	131
累計	158	982	706	1,846

(4) エコショップ制度

廃棄物減量化・リサイクルの推進を図るため、大阪府下の住民団体、事業者団体、行政で組織された大阪府リサイクル社会推進会議（旧：大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議）の活動の一環として、平成4年9月から府下一円でエコショップ制度が実施されている。平成22年3月末現在、大阪府下の登録店舗数は1,938件で、うち八尾市内は35件となっている。

6 あき地の適正管理指導業務

(1) 平成21年度 あき地の指導状況

	指 導 件 数		指 導 件 数
電 話 連 絡	12	継 続 指 導	0
文 書 通 知	21	代 執 行	0
文 書 勸 告	0	受 忍 限 度 内	3
地 主 訪 問	4	計	40

(2) 平成21年度 草刈り機貸し出し状況

草刈機保有台数 10 台 貸出件数 63 件
貸出延べ台数 567 台
(貸出台数×貸出日数)

7 防疫業務

清潔で住みよいまちづくりを目指し、衛生思想の普及・向上、感染症の予防・消毒及び衛生害虫の駆除のため、防疫対策を実施している。

なお、主業務については、(財)八尾市清協公社に委託している。

(1) 活動期の衛生害虫駆除

蚊、蠅等衛生害虫の主要な発生源である公共下水路を中心に、4月から11月中旬および3月にかけて、防疫作業車により、殺虫剤(スミチオン乳剤)を同じ場所に月2回の周期で散布している。また、環境事業課においても、殺虫剤(スミチオン乳剤)を希望者に配布するとともに適宜散布も実施している。

(2) 越冬期の衛生害虫駆除

暗渠等で冬を越す衛生害虫駆除のため、2月初旬から3月下旬にかけてハイカプシン配置作業をおこなっている。

8 環境教育

平成16年5月より環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施しています。

年度	保育所	小学校	放課後児童室等	中学校、その他	年度計
16		5校			5校
		343名			343名
17	12園	7校	10校		29校
	1,106名	514名	427名		2,047名
18	13園	17校	7校		37校
	1,560名	1,366名	373名		3,299名
19	13園	14校	12校	2校	41校
	1,468名	861名	520名	127名	2,976名
20	11園	16校	13校	4校	44校
	1,242名	1,174名	767名	258名	3,441名
21	2園	22校	1校	6校	31校
	240名	2,233名	30名	2,010名	4,513名

※校（園）数及び参加人数は延べ数